

# 八丈町農業委員会

## 第9回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年12月20日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年12月20日(火) 15:00～16:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：9番 菊池 寛委員、10番 菊池 みゆき委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について

9. 出席事務局職員：事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、坂井 俊介、篠崎 京平、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹  
八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古  
島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第9回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、9番委員・10番委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長次長 今月は事務局長が公務により出張中でありますので、先月に引き続き今月も代わりに自分の方から事務局長の活動報告をいたします。  
<事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和4年12月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝  
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 1,017㎡、権利種別 3条有償移転  
譲渡人 ●●●●  
成年後見人 ●●●●  
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。  
譲受人 ●●●●  
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。  
作付予定作物 野菜

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在自営のお仕事をされている方です。農地については、現在一部畑として利用されている状態ですが、農地取得後は、全体的に農地整備を行い、仕事の休日等を利用し、奥様と一緒に野菜を栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 農業委員と事務局と現場確認を行いました。  
事務局からも説明があったとおり、現在畑として利用されている部分については継続して、遊休化している部分については取得後に開墾して、野菜を栽培していくとのことですので、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、2番農業委員をお願いします。

農委2番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。  
推進委員と事務局からの説明どおりで問題ないかと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、上記議案を提出する。  
令和4年12月20日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝  
別紙のとおり、本件については、農林水産省の通知に基づき、設定または修正の必要性を検討することとされているため提出する。  
この件につきましては、先月の総会において協議事項で説明させていただきましたので、簡潔に説明させていただきます。  
まず農業を始めるうえで、経営面積があまりに小さいと農業が効率的、安定的に行うことがで

きないと想定されることから、一定以上の経営面積でないと許可はできないとされており、この一定以上の経営面積というのが下限面積になります。

この下限面積は制定された当初は50aでした。その後平成21年農地法改正とあわせて30aとなりました。この下限面積はその地域の実情にあわせ、農業委員会の判断で引き下げることが可能であり、八丈町では平成25年に遊休農地解消と新規就農者促進を目的に1aへの引き下げを行い現在に至っております。下限面積については毎年検討し、その結果を公表することとされていることから、今年も協議事項、議案事項としてあげさせていただきました。

以上のことをまとめとしまして、方針と理由の部分になりますが、耕作放棄地解消は進んでいるが、今後も継続して新規就農を促進する必要があることから、現行の下限面積1アールの継続実施を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、来年度法改正により、全国的に下限面積要件というものが廃止されます。したがって、来年度からは下限面積の設定も必要なくなりますこと、ご了承ください。

議長 事務局からの説明が終わりました。

現行の下限面積1aの継続実施とのことですが、みなさま異議等はございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については、現行の下限面積1aの継続実施ということに決しました。

なお、事務局からも説明があったように、法改正により下限面積は来年度より全国的に廃止されますこと、みなさまご了承ください。